

通所サービス「現行相当サービス」一覧

愛知県内各市町村の「現行相当サービス」一覧表(通所型サービス)

	1名古屋	2豊橋市	3岡崎市	4一宮市	5瀬戸市	6半田市	7春日井市
名称	予防専門型通所サービス (従来の介護予防通所介護に準ずる)	介護予防通所サービス	予防専門型 (現行相当サービス)	介護予防通所介護相当サービス	介護予防通所サービス	通所型サービス現行サービス型	・介護予防通所介護相当サービス
利用対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援1、2 事業対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援認定者 事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1 要支援2	・居宅要支援被保険者 ・事業対象者
事業主体	営利法人、非営利法人	現行の(介護予防)通所介護事業者	現行の通所介護事業者	既存の介護保険事業所	介護保険事業所	介護保険事業者	営利・非営利法人
サービス内容	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	現行の介護予防通所介護と同じ	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練 ※個別サービス計画により実施	現行の予防給付の基準のサービス	現行と同様のデイサービス	介護予防通所介護と同様のサービス	既存の介護予防通所介護と同内容
職員・担い手	管理者:常勤・専従1以上… 管理上支障がない場合、同一敷地内の 他事業所等の職務に従事可能 生活相談員:介護福祉士等… 専従1以上 看護職員:看護師等・専従1以上… 利用定員が10人以下の場合、看護職員と介護職員を併せて1以上とすることができる。 介護職員:15人まで専従1以上… 利用定員が10人以下の場合、看護職員と介護職員を併せて1以上とすることができる。 16人以上は利用者1人に専従0.2以上 機能訓練指導員:理学療法士等、専従1以上	・一体的に運営:管理者・看護職員・機能訓練指導員・介護職員=生活相談員・通所介護事業所としての人員基準を満たしている場合、新たな配置は不要 単独で運営:管理者=常勤1名、生活相談員(介護福祉士等)=1以上必要数、看護職員(看護師等)=1以上必要数、機能訓練指導員(理学療法士等)=1以上必要数、介護職員=介護予防通所サービスの利用者が15人以下なら専従1以上、15人を超える場合は0.2を乗じた数+1	現行の介護予防通所介護事業所が移行する	現行の基準による	介護職員	介護従業者等	既存の介護予防通所介護と同内容
事業支給費(報酬)	週1回程度:月1,647単位 週2回程度:以上月3,377単位(要支援2のみ) ※既存の介護予防通所介護のような要支援認定区分による報酬設定ではなく、週あたりの利用回数による報酬設定へ変更。 ※加算体系は、既存の介護	事業対象者・要支援1:1647/月 要支援2:3377/単位	週1回程度:月1,647単位 週2回程度:月3,377単位(事業対象者のうち要支援2相当の者・要支援2のみ) ※1単位10.27円	現行の基準による	旧来の介護予防通所介護と同額	現行どおり	既存の介護予防通所介護と同額
利用者負担	1割または2割の負担	現行の介護予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	1割又は2割の負担	サービス費の1割または2割	1割又は2割負担	1割又は2割	1割又は2割
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有(事業対象者・要支援1:5003単位、要支援2:10473単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有	有	有り	有
利用者数見込み	予防専門型通所サービス 11,130人	要支援者の3割		0 1,258人(基準緩和含む)	未定	450	1,864人

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	8豊川市	9津島市	10碧南市	11刈谷市	12豊田市	13安城市	14西尾市
名称	②介護予防通所サービス		0 予防専門型	通所介護相当サービス事業	介護予防通所サービス	介護予防通所サービス	介護予防通所介護
利用対象者	要支援1、2、事業対象者		0 事業対象者 要支援1・2	要支援1・2 事業対象者	要支援1・2または基本チェックリスト該当者(事業対象者)	要支援・事業対象者	要支援者 事業対象者
事業主体	②通所介護事業所		0 事業所指定	指定事業者	介護保険事業者、NPO法人、シルバー人材センター等	介護保険事業者	既存の介護予防通所介護事業者
サービス内容	②機能訓練や食事、入浴など		0 専門的対応	予防給付と同様	機能訓練、入浴、食事、その他趣味活動等	ガイドラインに沿ったサービス	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 週1～2日
職員・担い手	②デイサービスセンター職員		0 事業所職員	指定事業者の従業員	・管理者: 資格要件なし ・生活相談員: 介護福祉士等 ・看護職員: 看護師等 ・介護職員: 資格要件なし ・機能訓練指導員: 理学療法士等	ガイドライン通り	①管理者 常勤・専従1以上(勤務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 15人以下 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1以上
事業支給費(報酬)	おおむね予防給付の報酬と同じ		0 月額報酬	予防給付と同じ	週1回程度 1,647単位 週2回程度 3,377単位 ※1単位 10.27円 ※現行の介護予防通所介護と同じ報酬、各種加算あり	給付	○月ごとの包括払い ・週1回利用の場合 1,647単位/月額 ・週2回利用の場合 3,377単位/月額 ※加算・減算については現行の通所介護と同様
利用者負担	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)		0 1割(2割)	1割又は2割	1割または2割負担	1割or2割	1割または2割の負担
限度額管理の有無	有		0 有	有	基本チェックリスト該当者(事業対象者): 5,003単位 要支援1: 5,003単位 要支援2: 10,473単位	有	国保連合会経由で審査・支払い
利用者数見込み	②450～500人		0 訪問: 60名 通所: 160名		0 1045人	—	0

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	15蒲郡市	16犬山市	17常滑市	18江南市	19小牧市	20稲沢市	21新城市
名称	②介護予防通所サービス	通所介護相当サービス	専門型通所型サービス	通所介護相当サービス	②介護予防通所型サービス	介護予防通所サービス	②介護予防通所サービス
利用対象者	要支援1、2、事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1、2	すでに予防デイを利用して、継続が必要な人	要支援者 事業対象者	事業対象者 要支援1・2	要支援1、2、事業対象者
事業主体	②通所介護事業所	指定事業者	現行通り	指定事業者	介護業者	指定事業所	②通所介護事業所
サービス内容	②機能訓練や食事、入浴など	旧介護予防通所介護に準ずる	現行通り	従来の通所介護	現行と同様	現行の予防給付と同様	②機能訓練や食事、入浴など
職員・担い手	②デイサービスセンター職員	同上	現行通り	賃金労働者	現行と同様	指定事業所の従事者	②デイサービスセンター職員
事業支給費 (報酬)	おおむね予防給付の報酬と同じ	同上	現行通り	週1回：月16,700円 週2回：月34,242円	8割又は9割	現行の予防給付と同様	おおむね予防給付の報酬と同じ
利用者負担	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	1割または2割	1割または2割	1割または2割	1割又は2割	負担割合証の割合	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)
限度額管理の有無	有	有	有	あり	有	有	有
利用者数見込み		0 200名	現行通り		0 未定	0	0

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	22東海市	23大府市	24知多市	25知立市	26尾張旭市	27高浜市	28岩倉市
名称	現行相当のデイサービス ※主に身体介護が必要な方を対象	介護予防通所介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス	介護予防通所サービス	尾張旭市総合事業従来型通所サービス	現行の通所介護相当	介護予防通所介護相当サービス
利用対象者	要支援1、2 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	身体介護を伴う者	事業対象者 要支援者	ふりわけ会議で認められた者	要支援認定者 総合事業対象者
事業主体	指定事業所 ※専門職	指定事業所	指定事業所	指定事業者	営利法人 非営利法人	営利・非営利法人	指定を受けた通所介護事業所
サービス内容	食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上ための支援 ※送迎有	介護予防通所介護に相当するサービス	介護予防通所介護に相当するサービス	現行サービスと同様のサービス	従来と同様	身体および生活援助	生活機能向上のための機能訓練
職員・担い手		0 管理者、生活相談員等、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	管理者、生活相談員等、看護職員、介護職員、機能訓練指導員	現行と同様	賃金労働者	既存の介護予防通所介護事業所が移行	管理者 生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員
事業支給費 (報酬)	【事業対象者、要支援1】 ・週1回程度 16,700円/月 【事業対象者、要支援2】 ・週2回程度 34,242円/月 ※各種加算あり	介護予防通所介護に相当する単価	介護予防通所介護に相当する単価	現行と同様	従来と同様	介護予防訪問介護と同額	事業対象者・要支援1…1,647 単位/月(16,700円/月) 要支援2…3,377単位/月 (34,242円/月)
利用者負担	原則として、費用の1割又は、一定以上の所得者は2割で	1割又は2割	1割又は2割	有	1割又は2割	1割または2割の負担	負担割合証に準ずる
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み	100	0	0	0	500人	0	未定

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	29豊明市	30日進市	31田原市	32愛西市	33清須市	34北名古屋市	35弥富市
名称	介護予防通所サービス (現行相当)	予防通所介護相当	介護予防通所	通所型サービス	・介護予防通所サービス	通所従来型サービス	通所型サービス
利用対象者	既にサービスを利用している ケース 非常に高齢でレスパイト的な 利用が必要なケース	要支援1, 2 事業対象者	要支援 事業対象者	要支援認定者及び事業対象 者	要支援1・2 事業対象者	要支援1・要支援2 事業対象者	要支援者
事業主体	既存の介護予防通所介護指 定事業者	指定事業所	介護サービス事業所	指定事業者	通所介護事業所	指定事業者	指定介護事業者
サービス内容	送迎・レクリエーション・入浴・機 能訓練・レスパイト 個別サービス計画により実施	現行サービス (みなし)	通所サービス	通所介護相当	・従前の介護予防通所介護に 相当する通所型サービス	旧介護予防通所介護に準ず る	デイサービス事業
職員・担い手	・管理者常勤・専従1以上※ ・生活相談員専従1以上 ・看護職員専従1以上※ ・介護職員 ～15人専従1以上 15人～利用者1人に専従 0.2以上 ・機能訓練指導員1以上 ※支障がない場合同一敷地 内の他の業 務に従事可能	指定事業所職員	—	通所介護相当	介護職員	生活相談員・看護職員・介護 職員・機能訓練指導員	指定事業者職員
事業支給費 (報酬)	週1回1647単位 週2回3377単位 ※現行の介護予防通所介護 と同額	現行サービス単価	現行同等	現行相当	従前相当	通所Ⅰ：週1回程度1,647単位 ／月 通所Ⅱ：週2回程度3,377単位 ／月 ※1単位＝10.27円	現行の予防事業費と同じ
利用者負担	1割または2割	1～2割	1・2割	1割または2割	1割又は2割	1割または2割	1割、一定の所得以上の方は 2割
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み	300	250	—	0	0	通所 実164人	0

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	36みよし市	37あま市	38長久手市	39東郷町	40豊山町	41大口町	42扶桑町
名称	通所介護相当サービス	通所従来型	通所型サービス	介護予防訪問型サービス(現行相当)	現行と同様	介護予防通所介護相当サービス	基準型通所介護
利用対象者	要支援認定者及び基本チェックリストによる事業該当者	要支援者(事業対象者)		要支援認定者 総合事業対象者	現行と同様	現行どおり	要介護1, 2 事業対象者
事業主体	指定事業者	指定事業所	長久手市	指定事業者 委託事業者	現行と同様	現行どおり	指定事業所
サービス内容	介護予防通所介護と同様	通所:介護予防通所介護と同様のサービス	通所	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	予防給付と同様
職員・担い手	指定事業所職員	賃金労働者	介護保険に準じる	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	
事業支給費(報酬)	要支援1: 1,647単位 要支援2: 3,377単位	介護予防サービスと同様	介護予防支給費と同額	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	予防給付と同じ
利用者負担	1割又は2割	1割、一定の所得以上の方は2割	1割(2割)	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	1割または2割
限度額管理の有無	有	あり	あり	有	現行と同様	現行どおり	有
利用者数見込み	208人	30人(29年4月の予定、平成30年3月まで毎月30名程増加する予定)	400人	約50人/月			0 予防給付相当

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	43大治町	44蟹江町	45飛島村	46阿久比町	47東浦町	48南知多町	49美浜町
名称	通所介護相当サービス	第一号通所介護事業	現行相当サービス	・介護予防通所介護相当サービス	現行相当のデイサービス ※主に身体介護が必要な方を対象	・通所サービス	・通所型サービスA
利用対象者	要支援1・2認定者 チェックリスト該当者	要支援認定者	要支援1, 2 事業対象者	既にサービスを利用している 方でサービスの継続が必要な方 など	要支援1, 2 事業対象者	基本チェックリスト該当者	要支援認定者と事業対象者
事業主体	営利法人 非営利法人	指定事業所	指定事業者	指定事業者	指定事業所 ※専門職	町	町
サービス内容	送迎、レクリエーション、入浴、機能 訓練、レスパイト	身体介護を含む生活支援サ ービス	デイサービス事業	・現行の介護予防通所介護に 相当するサービス	食事、入浴などの日常生活上 の支援や生活行為向上た めの支援 ※送迎有	・通所サービス	これまでの介護予防通所介 護に相当するサービス
職員・担い手	事業者指定	事業所職員	事業者	0	0	0	0
事業支給費 (報酬)	週1回 : 月1,647単位 週2回以上 : 月3,377単位	現行どおり	現行予防給付同等単価	通所・訪問それぞれにサー ビス単価を設定	【事業対象者、要支援1】 ・週1回程度 16,700円/月 【事業対象者、要支援2】 ・週2回程度 34,242円/月 ※各種加算あり	0	0
利用者負担	1割または2割の負担	1割又は2割	1割または2割	1割、または2割	原則として、費用の1割又は、 一定以上の所得者は2割で	1割または2割	所得に応じて、基本単価の1 割又は2割
限度額管理の有無	あり	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み		0 100人		15 未定		100 約70人	0

通所サービス「現行相当サービス」一覧

	50武豊町	51幸田町	52設楽町	53東栄町	54豊根村
名称	通所型サービス(現行相当)	現行の介護予防通所介護相当のサービス	介護予防通所サービス	介護予防通所サービス	現行の通所介護相当
利用対象者	事業対象者 要支援1・2	総合事業対象者 要支援1、2	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者	原則、要支援者
事業主体	各事業所	幸田町指定事業所	現行どおり	現行どおり	従来の通所介護事業所(みなし指定)
サービス内容	現行通り	現行の介護予防通所介護と同様	現行どおり	現行どおり	レクリエーション、機能訓練、入浴、送迎 ※個別サービス計画により実施
職員・担い手	現行通り	現行の介護予防通所介護と同様	現行どおり	現行どおり	0
事業支給費(報酬)	現行通り	【月額報酬】 ①週1回:1,647単位 ②週2回:3,377単位(要支援2のみ) ※加算:現行の介護予防通所介護と同じ(1単位:10.14円)	現行どおり	現行どおり	週1回:月1,647単位 (事業対象者・要支援1・2) 週2回以上:月3,377単位 (要支援2のみ) ※既存の介護予防通所介護と同額の報酬 ※加算体系も既存の介護予防通所介護と同じ
利用者負担	現行通り	1割または2割	現行どおり	現行どおり	1割または2割の負担
限度額管理の有無	有	週1回:1,647単位 週2回:3,377単位(要支援のみ) 要支援1及び事業対象者: 5,003単位 要支援2:10,473単位	現行どおり	現行どおり	有
利用者数見込み	0	0	0	0	0